

# 熊谷市スポーツ少年団本部専門委員会規程

## (趣旨)

第1条 この規程は、熊谷市スポーツ少年団本部規約第12条3項の規程に基づき、熊谷市スポーツ少年団(以下「本部」という。)の内部組織として専門委員会を設置することに関して定めるものである。

## (名称及び事務局)

第2条 この会は、熊谷市スポーツ少年団本部専門委員会(以下「本会」という。)といい、事務局は本部内におく。

## (目的)

第3条 本会は、スポーツ少年団の普及と育成及び団活動の活性化を図るため、本部で実施する事業を専門的に検討し、協力することを目的とする。

## (構成)

第4条 本会は、次の委員会により構成する。

- (1) 総務委員会
- (2) 事業委員会
- (3) 育成委員会
- (4) 広報委員会

## (事業)

第5条 本会は第3条の目的を達成するために、次の事業を実施する。

### (1) 総務委員会

- 1 新年会・懇親会・式典の実施に関する事。
- 2 スポーツ少年団顕彰に関する事。
- 3 その他目的達成に必要な事業。

### (2) 事業委員会

- 1 イベント・駅伝大会等の本部事業の実施に関する事。
- 2 その他目的達成に必要な事業。

### (3) 育成委員会

- 1 母集団研修会・認定員研修会・現地研修会等に関する事。
- 2 認定員養成講習会等に関する事。
- 3 その他目的達成に必要な事業。

( 4 ) 広報委員会

- 1 本市スポーツ少年団の広報活動に関すること
- 2 団員募集要項の作成に関すること。
- 3 その他目的達成に必要な事業

( 役員 )

第 6 条 各委員会に次の役員をおく。

- ( 1 ) 委員長 1 名
- ( 2 ) 副委員長 若干名
- ( 3 ) 委員 若干名

( 委員の選出と役員の任期 )

第 7 条 単位各団の本部委員がいずれかの委員会の委員となる。

- 2 委員長・副委員長は委員の互選による。
- 3 役員の任期は 2 年とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 役員は任期が満了しても、後任者が就任するまでその職務を代行する。

( 役員の任務 )

第 8 条 委員長は、会務を統括する。

- 2 副委員長は委員長を補佐し、委員長事故ある時はこの職務を代行する。
- 3 委員は委員会を構成する。

( 会議 )

第 9 条 この会議は委員会と委員長会とする。

- 2 会議は必要に応じて開催し、委員長が座長となる。
- 3 この会議の提案事項は、本部委員会に報告し、承認を求める。
- 4 委員会の連携をはかるため、委員長会を開催する。

( 附則 )

- 1 この規程は平成 1 8 年 4 月 1 日より施行する。